

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等		第一審				控訴審				上告審										
品	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提起年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提起年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提起年月日	判決日等	結果	
関信	消費税	国(橋本税務署長)	完結	本件修正申告書の提出が、通則法65条5項に規定する更正があるべきことを予知してされたものであるか否か。	28/5	1	小島松務官、清野専門官、岩元実査官	東京地方2		H30.7.10	R1.9.26	棄却	東京高等5		R1.10.8	相手側 R2.3.4	棄却						
関信	国結	国(橋本税務署長)	完結	処分行政庁の職員が調査において、原告に対して事前通知を行わなかったことにより、原告の正常な業務に影響を及ぼし、損害を与えたか。 請求金額2万円、仮執行宣言の請求なし。	28/5	1	小島松務官、清野専門官、岩元実査官	東京地方2		H30.12.17	R1.9.26	棄却	東京高等5		R1.10.8	相手側 R2.3.4	棄却						
関信	国結	国(高田税務署長)	完結	①税務署長がした通知処分及び異議決定が国家賠償法上違法となり、賠償責任を負うか ②国税不服審判所長がした裁決が国家賠償法上違法となり、賠償責任を負うか ③損害賠償請求権は、時効(3年)により消滅しているか ④請求金額 136,290,770円、仮執行宣言有	19/3~ 21/3	1	忠平松務官、岡村実査官	東京地方14		H29.3.22	H30.7.26	棄却											
東京	所得税	国(横浜南税務署長)	完結	馬場投票券の私屋敷に係る所得が、所得税法上、一時所得に該当するか事業所得に該当するか。	21,22	1	畑山主任松務官、高橋総括	横浜地方1		H26.2.12	H28.11.9	棄却	東京高等24		H28.11.21	相手側 H29.9.28	棄却	最高一小			H29.10.10	相手側 H30.8.29	不受理
東京	所得税	国(目黒税務署長)	完結	・相手側が非居住者期間中に100%出資し設立した訴外子(マーク)法人に係る留保金額に対して、タックスヘイブン対策税制(措置法40条の4)を適用することは、当該税制の趣旨及び目的に反し、違法であるか否か。 ・訴外子(マーク)法人の主たる事業は、「株式の保有」に該当するか否か。 ・本件調査の経緯において、原処分を取り消すべき違法又は不当があるか否か。 ・訴外子(マーク)法人の株式の含み益に対して相手側が課されたデンマークの出国税は、タックスヘイブン対策税制の適用上、考慮すべきか否か。	21,22	2	木本松務官、高橋専門官	東京地方3		H26.10.9	H28.5.13	棄却	東京高等14		H26.5.26	相手側 H29.5.25	棄却	最高一小			H29.6.1	相手側 H30.4.12	棄却
東京	所得税	国(甲府税務署長)	完結	・相手側の別荘課税処分取消訴訟に要した弁護士費用は、相手側の還付加算金に係る雑所得の必要経費に該当するか否か。	25	1	神余松務官、平山主査	東京地方51		H27.6.26	H28.11.29	棄却	東京高等22		H28.12.12	相手側 H29.12.6	棄却	最高一小			H29.12.19	相手側 H31.3.26	不受理
東京	所得税	国(渋谷税務署長)	完結	・配当所得について、措置法8条の4(上場株式等に係る配当所得の課税の特例)を適用することができるか否か。	22~24	1	櫻井主任松務官、武田実査官	東京地方3		H28.1.8	H29.12.6	棄却	東京高等21		H29.12.19	相手側 H30.5.17	棄却	最高三小			H30.5.30	相手側 R1.10.29	不受理
東京	所得税	国(芝税務署長)	完結	・本件和解金収入のうち、所得税法9条1項17号に規定する非課税部分を構成する額。 ・本件和解金収入の金額及びその収入すべき時期。 ・本件和解金収入に係る所得の必要経費等。	23	1	伊藤松務官、佐藤実査官	東京地方2		H28.6.2	R2.6.11	棄却	東京高等7		R2.6.23	相手側 R2.12.24	棄却						
東京	所得税	国(渋谷税務署長事務承継者品川税務署長)	完結	・本件和解金収入のうち、所得税法9条1項17号に規定する非課税部分を構成する額。 ・本件和解金収入の金額及びその収入すべき時期。 ・本件和解金収入に係る所得の必要経費等。	23	1	伊藤松務官、佐藤実査官	東京地方2		H28.6.2	R2.6.11	棄却	東京高等7		R2.6.23	相手側 R2.12.24	棄却						
東京	所得税	国(渋谷税務署長事務承継者品川税務署長)	完結	・本件和解金収入のうち、所得税法9条1項17号に規定する非課税部分を構成する額。 ・本件和解金収入の金額及びその収入すべき時期。 ・本件和解金収入に係る所得の必要経費等。	23	1	伊藤松務官、佐藤実査官	東京地方2		H28.6.2	R2.6.11	一部敗訴	東京高等7		R2.6.23	相手側 R2.12.24	棄却						
東京	所得税	国(豊島税務署長)	完結	・相手側は、相手側自身が管理していた各預金口座から繰入金された金員を取得したか否か。	19,20	1	藤田松務官、斎藤主査	東京地方38		H28.6.22	H30.12.7	棄却	東京高等15		H30.12.21	相手側 R1.9.18	棄却						
東京	所得税	国(麻布税務署長事務承継者神田税務署長)	完結	・相手側の株式等に係る隠匿損失を事業所得(総合課税される所得)あるいは先物取引の差金等決済に係る所得(分離課税される所得)との間で損益計算することができるか否か。 (本人訴訟)	24	1	中村松務官、神実査官	東京地方38		H28.8.2	H31.3.22	棄却	東京高等5		H31.4.2	相手側 R1.11.27	棄却	最高一小			R1.12.16	相手側 R2.10.22	棄却
東京	所得税	国(市川税務署長)	完結	・相手側は、本件調査時(平成26年11月18日)において、平成20年分期限後申告をすることができたか否か。 ・相手側に対して行政手続法に反する違法があったか否か。 ・麻酔科医である相手側が各病院から依頼を受けて行った麻酔業務の対価として得た報酬は、租税特別措置法(平成25年法律第5号)による改正前のもの)26条1項が規定する「社会保険診療につき支払を受けるべき金額」に該当するか否か。 ・上記の各報酬は、消費税法(平成24年法律第68号)による改正前のもの)別表第1第6号が規定する「療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等」に係る対価に該当するか否か。 (消費税)	21	1	月岡松務官、的場実査官	千葉地方3		H28.8.15	H30.1.16	棄却	東京高等23		H30.1.29	相手側 H30.8.1	棄却	最高一小			H30.8.14	相手側 H31.1.24	不受理
東京	所得税	国(戸塚税務署長事務承継者鎌倉税務署長)	完結	・上記の各報酬は、消費税法(平成24年法律第68号)による改正前のもの)別表第1第6号が規定する「療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等」に係る対価に該当するか否か。 (消費税)	23~25	1	大工原松務官、萩原実査官	東京地方51		H28.9.30	R2.1.30	棄却	東京高等11		R2.2.13	相手側 R3.1.27	棄却						

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審										
局	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	結果		
東京	所得税	国(藤沢税務署長)	完結	・相手側は、債権の消滅時効(10年間)を採用したことによって、当該債権の消滅に係る経済的利益を享受したか否か。	25	1	中村松務官、鈴木実査官	東京地方38	H29.3.24	H30.9.25	全部敗訴											
東京	所得税	国(平塚税務署長)	完結	・損害賠償請求(100,000円)、仮執行宣言付き判決の求めあり。 ・本件各修正申告の取消しを求める訴えは適法であるか否か。 ・本件各修正申告により、相手側に損害が生じたか否か。(本人訴訟)	24~26	1	藤田松務官、青木実査官	横浜地方1	H29.7.31	H30.7.4	却下棄却	東京高等24		H30.7.18	相手側	H30.12.6	棄却	最高二小	H30.12.18	相手側	R1.6.14	棄却
東京	所得税	国(世田谷税務署長)	完結	・所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税に係る過少(無)申告加算税が賦課されない正当な理由があるか否か。 ・相手側のした所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の各修正申告は、無効なものか否か。(本人訴訟)(消費税)	24, 25	1	大島主任松務官、海老澤実査官	東京地方51	H29.9.19	H30.9.13	却下棄却											
東京	所得税	国(板橋税務署長)	完結	・相手側が平成24年中に譲渡した本件各債券について、「利子が支払われる公社債のうち、その利子の利率のうち最も高いものを最も低いもので除して計算した割合が100分の150以上であるもの」(旧租税特別措置法施行令(平成25年政令第149号)による改正前のもの)25条の15第2項4号)に該当するものとして、本件各債券の譲渡により生じた譲渡損失を他の所得との間で損益通算することができるか否か。 ・相手側に対する調査に調査手続上の違法があるか否か。	24, 25	2	大工原松務官、平山専門官	東京地方51	H29.12.4	R3.5.20	全部敗訴											
東京	所得税	国(杉並税務署長)	完結	・デリバリーヘルス事業に係る事業所得及び資産の譲渡等の対価が共同経営者として相手側に帰属するか否か。 ・相手側が主張する地域対策費は、所得税法上の必要経費及び消費税法上の課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か。 ・相手側に通則法68条1項及び2項に規定する事実の属べし又は仮装があるか否か。(消費税)	22, 23	1	中村松務官、原田専門官	東京地方51	H30.1.23	R2.9.15	棄却											
東京	所得税	国(京橋税務署長事務官、藤原市子事務官)	完結	・相手側が主張する地域対策費は、所得税法上の必要経費及び消費税法上の課税仕入れに係る支払対価の額に該当するか否か。 ・相手側に通則法68条1項及び2項に規定する事実の属べし又は仮装があるか否か。(消費税)	22, 23	1	中村松務官、原田専門官	東京地方51	H30.1.23	R2.9.15	棄却											
東京	所得税	国(杉並税務署長)	完結	・不当利得返還請求(1,136,500円)、仮執行宣言付き判決の求めあり。 ・除斥期間の経過により減額更正処分をなした所得税について不当利得返還請求が認められるか否か。 ・税務調査における調査担当者の行為に国際法上の違法があるか否か。(本人訴訟)	19	1	伊藤松務官、田崎実査官	東京地方38	H30.1.30	R2.1.10	棄却	東京高等24		R2.1.24	相手側	R2.9.24	棄却	最高二小	R2.10.8	相手側	R3.6.11	棄却
東京	所得税	国(市川税務署長)	完結	・相手側が代表取締役を務める法人(競走馬の生産等を目的とする法人)に対する貸付金が回収不能になったことによる貸倒損失を、相手側の個人馬主としての事業所得の金額の計算上必要経費に算入することができるか否か。	26	1	中村松務官、神楽実査官	東京地方3	H30.1.31	R2.3.18	棄却	東京高等11		R2.4.3	相手側	R3.2.10	棄却					
東京	所得税	国(中野税務署長)	完結	・税務調査の手続に、原処分を取り消すべき違法があるか否か。 ・相手側が、海外のブックメーカーが提供するインターネットを介してスポーツの試合等を対象として行う賭けにより得た払戻金に係る所得は、一時所得又は雑所得のいずれに該当するか。 ・相手側が、オンライン送金サービス等の利用により当該サービス提供業者から付与された報酬ポイントを現金に引き換えて得た収入に係る所得は、一時所得又は雑所得のいずれに該当するか。 ・上記の払戻金に係る所得の金額の計算上控除すべき金額は、賭け金の全額か否か。	24~27	1	森本松務官、永山実査官	東京地方51	H30.2.21	R2.10.15	棄却	東京高等9		R2.10.27	相手側	R3.8.25	棄却	最高三小	R3.9.7	相手側	R4.4.26	不受理

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等				第一審				控訴審				上告審								
局	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部等	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	
東京	所得税(源泉)		国(京橋税務署長事務承継者府布税務署長)	完結	・相手側が各店舗の店長に支払った金員が所得税法28条1項に規定する給与等に該当するか否か。	22/2~22/6、22/10、22/11、23/3~23/12	1	中村松務官 原田専門官	東京地方51		H30.1.23	R2.9.15	棄却											
東京	所得税(課税)		国(鶴見税務署長)	完結	・被相続人が行った取引相場のない株式の譲渡が所得税法59条1項2号に規定する著しく低い価額の譲渡(低額譲渡)に該当するか否か。	19	2	大野松務官 永井圭査	東京地方3		H24.3.28	H29.8.30	却下棄却	東京高等19		H29.9.13	相手側 H30.7.19	一部敗訴	最高三小			H30.8.1	国側 R2.3.24	差戻し
東京	所得税(課税)		国(江戸川南税務署長)	完結	・相手側が平成23年中に譲渡した土地は、相手側の父親が措置法38条の2の特例の適用を受けて取得した買得か否か。 ・相手側の平成23年分所得税に対する更正処分等は、平等原則に反する違法なものであるか否か。(本人訴訟)	23	1	萩原松務官、大倉実査官	東京地方38		H28.1.7	H29.9.1	棄却	東京高等22		H29.9.14	相手側 H30.5.16	棄却	最高二小			H30.5.29	相手側 H30.11.16	棄却
東京	所得税(課税)		国(足立税務署長)	完結	・所得税法33条1項に規定する譲渡の有無(不動産売買契約の有効性)	27	1	池谷松務官 水留実査官	東京地方51		H31.2.28	R2.1.30	棄却											
東京	相続税		国(中野税務署長)	完結	・相続財産である土地の評価に当たり、評価通達によらず不動産鑑定評価により評価することの適否。	20	1	池谷松務官、三保実査官	東京地方38		H25.6.3	H29.3.3	棄却	東京高等9		H29.3.17	相手側 H29.12.20	棄却	最高一小			H30.1.5	相手側 H30.11.15	棄却
東京	相続税		国(神田税務署長)	完結	・相続開始日において、被相続人の訴外人に対する貸付金が存在していたか否か。 ・相続開始日において上記貸付金が存在していた場合、当該貸付金を評価通達204の定めに基づき評価すべきか否か。	23	1	小柳主任松務官、永井実査官	東京地方2		H28.5.6	H30.3.27	棄却	東京高等19		H30.4.9	相手側 H30.9.27	棄却						
東京	相続税		国(横浜南税務署長)	完結	・被相続人の配偶者名義の証券口座内の証券(配当期待権を含む。)の帰属。	22	1	小柳松務官、中澤実査官	東京地方51		H28.6.1	H30.4.24	棄却											
東京	相続税		国(荻原税務署長)	完結	・被相続人名義の預貯金及び有価証券の帰属。 ・国税通則法68条1項所定の「隠ぺい偽装行為」の存否。	24	1	小柳主任松務官、永井実査官	東京地方3		H28.6.3	H30.1.19	却下棄却	東京高等11		H30.1.24	相手側 H30.7.11	棄却	最高一小			H30.7.27	相手側 H31.1.24	棄却
東京	相続税		国(江東東税務署長)	完結	・相続税法55条に基づく相続税の当初申告後、同法32条1項1号の規定に基づく更正の請求又は同法35条2項1号の規定に基づく更正をする場合において、課税価格を計算する際の財産の価額は、当初申告における財産の価額によることとなるか否か。	16	1	大野松務官 三原実査官	東京地方3		H28.7.29	H30.1.24	全部敗訴	東京高等9		H30.2.7	国側 R1.12.4	全部敗訴	最高一小			R1.12.17	国側 R3.6.24	一部敗訴
東京	相続税		国(杉並税務署長)	完結	・相手側が被相続人名義の預金等の口座から引き出した現金の申告漏れについて、重加算税の賦課要件(国税通則法68条1項)が認められるか否か。(本人訴訟)	24	1	池谷松務官、三保実査官	東京地方51		H28.10.20	H30.4.24	棄却	東京高等19		H30.4.25	相手側 H30.11.15	棄却	最高一小			H30.11.27	相手側 H31.4.25	棄却
東京	相続税		国(麻布税務署長)	完結	・相続財産である土地及び建物の評価について、評価通達に定める評価方法により難い特別の事情が存するか否か。	23	1	長峰松務官、淵実査官	東京地方38		H29.1.27	H31.1.16	棄却											
東京	相続税		国(武蔵野税務署長)	完結	・青地(水路等)を含む土地の評価方法の適否。 ・私道の評価方法の適否。 ・改修工事の買得の評価の適否。 ・寺院に支払った金員(永代供養料)が、相続税法13条1項2号に規定する葬式費用に該当するか否か。	24	1	萩原松務官、水留実査官	東京地方3		H29.6.6	H30.11.30	棄却											
東京	相続税		国(玉川税務署長)	完結	・相続開始日において、被相続人の原告に対する求償権が相続財産として存在していたか否か。	25	1	池谷松務官 長田専門官	東京地方3		H30.6.21	R2.9.25	却下棄却	東京高等11		R2.10.13	相手側 R3.6.2	棄却						
東京	相続税		国(荻原税務署長)	完結	・相続した土地の評価について、評価通達に定められた評価方法によらないことの適否(本人訴訟)	27	1	池谷松務官 小林実査官	東京地方3		H30.8.17	R2.10.9	全部敗訴											
東京	相続税		国(武蔵野税務署長)	完結	・課税財産は、土地が売買契約に係る売買代金債権か。 ・売買契約に伴う手付金相当額は、控除すべき債務か否か。 ・重加算税の賦課の適否。	26	2	石井松務官、南部実査官	東京地方2		H30.10.4	R2.10.29	棄却	東京高等17		R2.11.10	相手側 R3.7.14	棄却	最高一小			R3.7.28	相手側 R4.3.3	棄却
東京	相続税		国(足立税務署長)	完結	・相続財産であるマンションが、評価通達6の定める「評価通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産」に該当するか否か。	25	2	石井松務官 永井圭査	東京地方2		H30.12.10	R2.11.12	棄却	東京高等7		R2.11.26	相手側 R3.4.27	棄却	最高三小			R3.5.19	相手側 R4.4.19	棄却
東京	相続税		国(藤沢税務署長)	完結	・小規模宅地の特例(措置法69条の4)の適用の可否(「生計を一にしていた者」要件の該当性)。	26	1	大野松務官 土居実査官	横浜地方1		H31.2.18	R2.12.2	棄却	東京高等11		R2.12.15	相手側 R3.9.8	棄却	最高三小			R3.9.21	相手側 R4.3.15	棄却

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審										控訴審								
局	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分番号	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果		
東京	法人税	国(品川税務署長)	個人	・アメリカ合衆国に所在する相手側の外国関係会社は、各事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の100分の20以下となり、相手側の特定外国子会社等に該当し、外国子会社合算税制の適用を受けるか否か。	27/1~28/1	1	三上松務官 小澤専門官	東京地方51		H30.12.27	R4.3.10	棄却	東京高裁5		R4.3.22	相手側								
東京	法人税	国(麹町税務署長)	個人	・英領ケイマン諸島に所在する控訴人の特定外国子会社等の発行済株式等のうち、控訴人が有する請求権勘案保有株式等の占める割合は100パーセント又は0パーセントのいずれであるか。	28/3	3	三上松務官 小澤専門官	東京地方51		H31.1.29	R3.3.16	棄却	東京高裁4		R3.3.26	相手側	R4.3.10	全部敗訴						
東京	法人税	国(麻布税務署長)	完結	・裁判上の和解により支払われた本件解決金の額は、所得の金額の計算上、益金の額に算入されるか否か。	28/3	3	栗村松務官 新良実査官	東京地方2		H31.3.8	R2.8.6	棄却	東京高裁24		R2.8.19	相手側	R3.3.11	棄却						
東京	消費税	国(本所税務署長)	完結	・相手側が国内販売事業者から商品等を仕入れたとして本件帳簿に記載した各取引金額は、消費税法30条1項に規定する「課税仕入れに係る支払対価の額」に該当するか否か。 ・本件の各処分は、違法な税務調査に基づいて行われたか否か。	23/2~25/11	2	高橋松務官 吉原実査官	東京地方3		H27.9.30	H31.2.20	棄却	東京高裁5		H31.3.6	相手側	R1.11.6	棄却						
東京	消費税	国(葛飾税務署長)	完結	・相手側は、平成19年課税期間及び平成20年課税期間の消費税等について、通則法70条4項に規定する偽りその他不正の行為によりその全部又は一部の税額を免れていたか。 ・帳簿等の提示を行わなかったことが消費税法30条7項に規定する仕入税額控除の否認事由に該当するか。	19、20	1	木本松務官、高橋専門官	東京地方3		H28.12.28	H30.6.29	棄却												
東京	消費税	国(今治税務署長事務承継者千葉南税務署長)	完結	・本件更正処分等の理由提示に原処分を取り消すべき違法があるか。 ・本件調査の手法に原処分を取り消すべき違法があるか。	24/6~26/6	2	池田主任松務官 上田実査官	東京地方91		H29.4.26	R1.11.21	棄却	東京高裁9		R1.12.3	相手側	R2.8.26	棄却	最高二小		R2.9.9	相手側	R3.2.12	棄却
東京	消費税	国(日本橋税務署長)	完結	・台湾各小売業者が台湾で販売する衣料品等につき、相手側が国内各販売事業者から仕入れたとして、消費税法30条1項に規定する仕入れに係る消費税額の控除をすることの適否。 ・相手側が仕入れたとして、国内各販売事業者に支払われた代金を課税仕入れに係る支払対価の額として帳簿に記載したことは、国税通則法68条1項に規定する事実の真偽又は仮装に該当するか。	27/10~27/12	1	月岡松務官 秋山実査官	東京地方3		H29.12.15	R2.1.17	棄却	東京高裁7		R2.1.29	相手側	R2.10.15	棄却	最高二小		R2.10.30	相手側	R3.7.2	棄却
東京	消費税	国(日本橋税務署長)	保留	(地盤・高裁)課税仕入れのうち、住宅用に賃貸されている部分を含む販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの」と「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。 (最高裁)本件各確定申告における申告額が過少であることにつき、平成28年3月法律第15号による改正前の国税通則法65条4項にいう「正当な理由」があるか。	25/12~27/12	3	東山主任松務官 海老澤実査官	東京地方38		H29.12.27	R1.10.11	棄却	東京高裁5		R1.10.24	相手側	R3.4.21	一部敗訴	最高裁		R3.5.6	国側		
東京	消費税	国(日本橋税務署長)	完結	・相手側が申請した消費税法30条3項の規定に基づく課税売上割合に準ずる割合は、同項1号の要件を充足する合理的なものであるか否か。		3	東雲松務官 徳永実査官	東京地方38		H30.1.10	R1.10.11	却下棄却	東京高裁5		R1.10.24	相手側	R3.4.21	棄却						
東京	消費税	国(神田税務署長)	完結	・本件における金工製品の譲渡は、消費税法8条1項に規定する「譲渡」に該当するか否か。 ・国税通則法68条1項に規定する事実の「仮装」又は「仮装」はあるか否か。 ・本件の各更正処分における理由提示は、行政手続法14条1項の規定に違反する違法なものであるか否か	28/4~29/2	1	栗村松務官 新良実査官	東京地方38		H30.8.7	R2.6.19	棄却	東京高裁14		R2.6.29	相手側	R3.9.2	棄却	最高裁三小		R3.9.10	相手側	R4.3.15	棄却
東京	消費税	国(立川税務署長)	完結	・損害賠償請求(249,000円)、仮執行宣言付き判決の求めなし。 ・訴外税理士が提出した相手側の簡易課税制度選択届出書は、法的に有効な届出書であるか否か。 ・国側の本件各処分は、相手側に対する故意又は過失による不法行為に当たり、相手側の弁護士費用について損害賠償請求を怠らざるものであるか否か。 ・修正申告をした際の業務委託費等の額に誤りがあるとして行った相手側の更正の請求が認められるか否か。	26、27	1	中村松務官 平戸圭彦	東京地方38		H30.9.7	R1.11.1	棄却	東京高裁24		R1.11.13	相手側	R2.9.10	棄却						
東京	消費税	国(新宿税務署長)	完結	・課税仕入れのうち、住宅の貸付けに係る賃貸料収入が発生する販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの」と「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	24/6~26/6	1	鈴木主任松務官 青木実査官	東京地方38		H30.9.7		移管												
東京	消費税	国(麹町税務署長)	保留	・課税仕入れのうち、住宅の貸付けに係る賃貸料収入が発生する販売用建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」にのみ要するもの」と「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡等に共通して要するもの」のいずれに該当するか。	27/3~29/3	3	東山主任松務官 海老澤実査官	東京地方51		H30.12.14	R2.9.3	全部敗訴	東京高裁16		R2.9.16	国側	R3.7.29	棄却	最高裁		R3.8.12	相手側		

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審						控訴審						上告審							
局	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部	担当官	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果		
東京	酒税	国(山梨税務署長)	完結	・相手側が工場から移出した本件課税済みしょうゆの引に関して、相手側に納税義務があるか否か。 ・相手側が控除税額を過大に計算し納税申告したことについて、国税通則法65条4項に規定する「正当な理由があると認められるものがある場合」に該当するか否か。	25/4~ 8.26/5	2	鈴木主任税務官 青木実査官	東京地方38		H29.1.31	H31.2.15	棄却	東京高等11		H31.3.1	相手側 R1.8.28	棄却								
東京	酒税	国(船橋税務署長)	完結	・原告が製造した酒類に係る適用税率について、酒税法23条2項3号ロに定める特別税率が適用されるか否か。 ・本件の「更正をしないことのお知らせ」に記載された処分理由に不備があるか否か。 ・シンガポールに対して行った、租税条約に係る相手側に係る情報交換要請を取り消すべきか否か。 ・相手側は、情報を交換されない地位にあることを確認し得るか否か。 ・相手側に係る情報について、被告及び関係行政庁に利用されない地位にあることを確認し得るか否か。 ・シンガポールが同国法及び同国における判決によらなければ得ることのできない相手側の情報につき、日本の法令又は日本の行政の通常の運営において入手できる情報ではないことを確認し得るか否か。 ・損害賠償12,500,000円が生じるか否か。 ・損害賠償請求(1,000,000円)、仮執行宣言付き判決の求めあり。	25/3~ 26/6	2	栗村税務官 佐藤専門官	東京地方3		H29.4.11	H31.2.6	棄却	東京高等15		H31.2.18	相手側 R2.2.12	棄却	最高三小			R2.2.21	相手側 R2.12.15			不受理
東京	国賠	国(国税庁)	完結	・シンガポールに対して行った、租税条約に係る相手側に係る情報交換要請を取り消すべきか否か。 ・相手側は、情報を交換されない地位にあることを確認し得るか否か。 ・相手側に係る情報について、被告及び関係行政庁に利用されない地位にあることを確認し得るか否か。 ・シンガポールが同国法及び同国における判決によらなければ得ることのできない相手側の情報につき、日本の法令又は日本の行政の通常の運営において入手できる情報ではないことを確認し得るか否か。 ・損害賠償12,500,000円が生じるか否か。 ・損害賠償請求(1,000,000円)、仮執行宣言付き判決の求めあり。		1	神余税務官、鈴木実査官	東京地方38		H29.9.20	H29.2.17	却下棄却	東京高等10		H29.3.2	相手側 H29.10.26	棄却	最高二小			H29.11.10	相手側 H30.7.6			棄却
東京	国賠	国(麻布税務署長)	完結	・国は、相手側の配偶者の相続に係る相続税調査において作成された書類を相手側に渡さなかったことにより、国家賠償法1条1項に基づく賠償責任を負うか否か。(本人訴訟)		1	良峰税務官、中澤専門官	東京地方34		H29.5.2	H30.4.16	棄却	東京高等12		H30.5.11	相手側 H30.9.26	棄却	最高三小			H30.10.17	相手側 H31.3.26			棄却
東京	その他	国(荒川税務署長)	完結	・国は、日本年金機構が発行した「年金振込通知書」に記載された源泉徴収税額について説明義務を負うか否か。 ・公的年金等の源泉徴収税率が「扶養親族等申告書」の提出・不提出で異なることは、差別的であり、廃止すべきか否か。(本人訴訟)	29	4	繪柳税務官、篠原実査官	東京地方2		H29.2.6	H29.9.14	却下棄却	東京高等4		H29.9.27	相手側 H30.1.18	棄却	最高三小			H30.1.30	相手側 H30.6.19			棄却
東京	その他	国(荒川税務署長)	完結	・税務職員が業務を妨げる相手側を警察官により退去させたことは、基本的人権の侵害に当たるとして謝罪文を交付すべきか否か。(本人訴訟)	29	4	繪柳税務官、篠原実査官	東京地方2		H29.2.6	H29.9.14	却下棄却	東京高等4		H29.9.27	相手側 H30.1.18	棄却	最高三小			H30.1.30	相手側 H30.6.19			棄却
金沢	所得税(源泉)	国(福井税務署長)	完結	・相手側は、土地建物を取得した際、訴外外国人からの取得として、その対価に対して、源泉徴収義務を負うか否か。(本人訴訟)	25	2	半田主任税務官 北田税務官 藤井実査官	福井地方2		H29.11.17	H30.11.28	棄却	名古屋高等金沢支部1		H30.12.7	相手側 R1.7.3	棄却	名古屋高等金沢支部1			R1.7.17	相手側 R1.9.24			却下
金沢	所得税(繰越)	国(魚津税務署長)	完結	(1) 新株引受権付社債に係る損失は、上場株式等に係る譲渡損失に該当するか否か (2) 新株引受権付社債に係る損失は、特定管理株主等が価値を失った場合の株式等に該当するか否か (3) 源泉分離課税とされている利子所得及び配当所得に係る源泉所得税額は、総合課税の対象金額に係る所得税額から控除する源泉所得税額に該当するか否か。(本人訴訟)	25~27	1	佐藤主任税務官 勝藤税務官 藤井実査官	富山地方		H29.5.1	H30.7.18	棄却	名古屋高等金沢支部1		H30.7.30	相手側 H31.1.16	棄却	最高二小			H31.1.29	相手側 R1.6.7			棄却
金沢	法人税	国(金沢税務署長)	完結	(1) マンション管理組合は、人格のない社団等に該当するか否か (2) マンション管理組合は、収益事業を行い、これから生じた所得があると法人税が課せられるか否か (3) 「更正の申出」に対する結果のお知らせの取消請求は、不合法なものか否か ・違法な課税処分により、相手側に精神的苦痛が生じたか否か (損害賠償請求額 300千円、仮執行宣言の求めあり) (本人訴訟)	22/6~ 26/6	1	佐藤主任税務官 勝藤税務官 藤井実査官	東京地方38		H28.9.9	H30.3.13	却下棄却	東京高等6		H30.3.22	相手側 H30.10.31	棄却	最高二小			H30.11.13	相手側 R1.6.7			棄却・不受理
金沢	国賠	国(魚津税務署長)	完結	・違法な課税処分により、相手側に精神的苦痛が生じたか否か (損害賠償請求額 300千円、仮執行宣言の求めあり) (本人訴訟)		1	佐藤主任税務官 勝藤税務官 藤井実査官	富山地方		H29.5.1	H30.7.18	棄却	名古屋高等金沢支部1		H30.7.30	相手側 H31.1.16	棄却	最高二小			H31.1.29	相手側 R1.6.7			棄却
名古屋	所得税	国(三島税務署長)	完結	調査による更正予知の有無 不動産所得の必要経費該当性及び減価償却費の計算の適否	22~ 24	1	見崎税務官 横内専門官 田中主査	東京地方51		H28.4.25	H30.4.12	一部敗訴	東京高等2		H30.4.23	相手側 H30.11.15	棄却	最高三小			H30.11.26	相手側 R1.5.24			不受理
名古屋	所得税	国(昭和税務署長)	完結	所得税法上の居住者該当性 前回の調査の結果に基づき非居住者と判断し申告しなかったことが、国税通則法66条1項ただし書に規定する正当な理由に該当するか	23~ 24	1	高原税務官 横内専門官 橋本実査官	東京地方51		H28.9.16	R1.5.30	全部敗訴	東京高等11		R1.6.12	国側 R1.11.27	全部敗訴								

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審								
局	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部	担当官	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	
大阪	所得税	国(兵庫税務署長)	完結	本件外注費は所得税法37条1項に規定する必要経費に該当するか否か 本件外注費は所得税法157条1項に規定する同族会社の行為計算否認の対象となるか否か	22~24	1	本間松務官 福田圭彦 小澤実実官	大阪地方7		H27.10.28	H30.4.19	棄却	大阪高等8	H30.5.2		H30.11.2	棄却	最高三小		H30.11.15		R1.7.16	不受理
大阪	所得税	国(瀬達税務署長)	完結	本件贈与税は、不動産所得の金額の計算上必要経費に算入することができるか否か	23~24	1	福場松務官 辻実実官	大阪地方2		H27.11.16	H29.3.15	棄却	大阪高等6	H29.3.27		H29.9.28	棄却	最高三小		H29.10.12		H30.4.17	棄却
大阪	所得税	国(豊能税務署長)	完結	消費税 事業所得の収入金額及び消費税の課税売上高に係る推計に合理性があるか否か 【推計事実】	18~24	2	砂見松務官 村上総括 上田実実官	東京地方38		H28.1.14	R1.10.25	棄却											
大阪	所得税	国(芦屋税務署長)	完結	貸金業に係る貸倒損失が認められるか否か	22~24	1	福場松務官 森原実実官	神戸地方2		H28.9.2	H30.7.11	棄却	大阪高等14	H30.7.26		H31.1.31	棄却						
大阪	所得税	国(西宮税務署長)	係属	タックスヘイブン課税の適否(特定外国子会社等に該当するか否か。適用除外基準を充足するか否か)	24~25	2	北村松務官 長西専門官 永尾実実官	東京地方61		H29.9.14	R3.7.20	棄却	東京高等9	R3.7.29		R4.7.27	棄却	東京高等9		R4.8.9			
大阪	所得税	国(宇治税務署長)	完結	本件相続訴訟において和算金を受領したことによる所得は一時所得に該当するか否か	25	1	福場松務官 福田圭彦 千葉実実官	大阪地方7		H29.9.19	H30.4.18	取下げ											
大阪	所得税	国(豊能税務署長)	完結	本件差損益金等の収入の原因となる権利は、本件ロールオーバーが行われた時に確定したと見えるか否か 【本人訴訟】	24~26	1	山端松務官 右近実実官	大阪地方2		H30.3.2	H31.4.12	移管											
大阪	所得税	国(龍野税務署長)	完結	国税通用法第56条に規定する過額納金があるか否か	17~19	1	中山松務官 福田圭彦 橋本実実官	神戸地方2		H30.4.14	H31.2.20	却下棄却	大阪高等2	H31.2.23		R1.9.19	棄却	最高三小		R1.9.28		相手側 R2.3.17	棄却
大阪	所得税	国(吹田税務署長)	完結	本件支払額が原告の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入することができるか否か	25~26	1	砂見松務官 上田実実官	大阪地方2		H30.6.15	R1.10.25	棄却	大阪高等12	R1.11.8		R2.5.22	棄却	最高二小		R2.6.8		相手側 R3.2.19	棄却
大阪	所得税	国(西宮税務署長)	完結	本件各給与等が原告に支給された役員給与と認められるか否か	22 24~27	1	岡田松務官 辰巳専門官 森原実実官	神戸地方2		H30.10.11	R2.3.19	却下棄却	大阪高等13	R2.4.2		R2.11.5	棄却						
大阪	所得税	国(神戸税務署長)	完結	本件オートレース等所得は、所得税法上の一時所得又は雑所得のいずれに該当するか	23~27	1	北村松務官 松山専門官 上之原実実官	大阪地方2		H30.10.30	R2.3.4	棄却	大阪高等2	R2.3.16		R2.10.16	棄却	最高三小		R2.10.30		相手側 R3.3.30	棄却
大阪	所得税	国(芦屋税務署長)	完結	請求期限経過後にされた本件各更正の請求の適法性 納税者からの更正の請求書の受理を地方へ通知しなかったことが、国税法上の違法となるか否か	21~22	1	砂見松務官 辰巳圭彦 上田実実官	大阪地方2		H31.1.8	R1.12.11	却下棄却	大阪高等6	R1.12.24		R2.9.18	棄却	最高一小		R2.10.5		相手側 R3.3.18	不受理
大阪	所得税(源泉)	国(枚方・大阪福島税務署長)	完結	所得税 本件譲渡契約が債権により無効であるか否か	23	1	福場松務官 村上総括 森原実実官	大阪地方7		H29.8.10	H30.12.6	棄却											
大阪	所得税(源泉)	国(南税務署長)	完結	本件服飾品購入費用等及び本件宝飾品等購入費用等の原告会社の負担が本件役員に対する給与等に該当するか 本件消費税等各更正処分及び本件各給税告知処分理由付記の不備があるか【消費税】	25/3~ 26/3	3	岸島松務官 松瀬総括主査 福岡実実官	大阪地方7		H30.5.23	R2.6.25	棄却	大阪高等8	R2.7.8		R3.4.15	棄却	最高二小		R3.4.27		相手側 03.10.29	棄却
大阪	所得税(譲渡)	国(枚方税務署長)	完結	本件譲渡に、優良住宅地等のための譲渡に対する特例の適用ができるか否か	25	1	本間松務官 小澤実実官	大阪地方2		H28.12.12	H30.3.9	棄却	大阪高等4	H30.3.22		H30.8.24	棄却						
大阪	所得税(譲渡)	国(伊丹税務署長)	完結	本件各取引に係る譲渡所得が納税者に帰属するか否か 重加算税課決定処分の可否	21~ 23	1	山端松務官 右近実実官	大阪地方2		H29.5.15	H30.12.21	棄却	大阪高等5	H31.1.7		R1.6.28	棄却						
大阪	所得税(譲渡)	国(東税務署長)	完結	本件新ゴルフ会員権と本件旧ゴルフ会員権に資産としての同一性があるか否か	25	1	中川松務官 花谷実実官	大阪地方7		H29.6.5	H31.1.17	棄却	大阪高等10	H31.1.24		R1.7.18	棄却	最高一小		R1.7.30		相手側 R1.12.12	不受理
大阪	所得税(譲渡)	国(和歌山税務署長)	完結	上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除(措置法37条の12の2)を適用できるか否か 納税者が納付した還付金返還金等は、国の不当利得になるか否か 【不良取得返還・国家賠償】	27	1	山端松務官 正木実実官	和歌山地方		H30.9.13	R1.12.3	棄却	大阪高等3	R1.12.17		R2.7.30	棄却	最高二小		R2.8.13		相手側 R3.1.22	棄却
大阪	所得税(譲渡)	国(奈良税務署長)	完結	平成24年中に生じた本件譲渡損失について、措置法37条の12の2を適用して翌年以降に繰り越すことができるか	25~27	1	中山松務官 橋本実実官	大阪地方2		H30.12.3	R1.10.18	棄却											
大阪	相続税	国(堺税務署長)	完結	贈与税の連帯給付義務の債務控除漏れを理由とする相続税の更正の請求は、通則法23条2項の更正の請求の要件を充足するか否か 本件各不動産の各独立部分のうち、相続開始日現在で賃貸されている空室部分について、賃貸又は賃貸建付地の評価ができるか否か 【本人訴訟】	17	1	本間松務官 三木総括 小澤実実官	大阪地方7		H25.7.5	H28.11.17	棄却	大阪高等4	H28.12.2		H29.9.7	棄却	最高一小		H29.9.25		相手側 H30.5.10	不受理
大阪	相続税	国(芦屋税務署長)	完結	本件各不動産の各独立部分のうち、相続開始日現在で賃貸されている空室部分について、賃貸又は賃貸建付地の評価ができるか否か 【本人訴訟】	24	1	岡田松務官 上田実実官	神戸地方2		H28.2.15	H29.3.7	棄却	大阪高等14	H29.3.11		H30.1.12	棄却	最高三小		H30.1.29		相手側 H30.7.10	棄却

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審													
局	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	受理年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	受理年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	受理年月日	判決日等	結果			
大阪	相続税	国(宇治税務署長)	完結	本件合意解約により納税猶予の期限が確定したか否か	9	1	本間松務官 小澤実室官	大阪地方7		H28.5.18	R1.5.29	取下げ													
大阪	相続税	国(東税務署長)	完結	課税価格の計算上控除すべき被相続人の債務の有無	22	2	黒山松務官 角田専門官 市原実室官	東京地方38		H28.8.18	R1.11.19	棄却	東京高等24		R1.12.2	相手側	R2.12.17	棄却	最高一小		R3.1.4	相手側	R3.7.26	棄却	
大阪	相続税	国(吹田税務署長)	完結	本件更正の請求は、通則法23条2条1項所定の要件を満たすか否か [本人訴訟]	62	1	中山松務官 橋本実室官	大阪地方2		H29.5.1	H30.11.28	棄却													
大阪	相続税	国(灘税務署長)	完結	本件株式が評価通達に定める中心的な同族株主のいる会社の株式に当たるか否か 評価通達に定める評価方法評価額が時価を超え、過大に評価されているか否か	23	1	中山松務官 三宅専門官 橋本実室官	神戸地方2		H29.5.29	H31.4.16	棄却	大阪高等5		H31.4.25	相手側	R1.10.30	棄却	最高一小		R1.11.14	相手側	R2.6.16	棄却	
大阪	相続税	国(伊丹税務署長)	完結	旧通達に基づく株式評価を前提として納税者が納付した相続税額と改正通達に基づく株式評価を前提として納税者が納付すべきであったとした相続税額との差額は、国が得た不当利得となるか否か	18	1	一色松務官 西崎徳徳 植西実室官	神戸地方2		H29.9.5	H30.12.26	棄却	大阪高等12		H31.1.18	相手側	R1.10.10	棄却	最高一小		R1.10.28	相手側	R2.7.16	棄却	
大阪	相続税	国(西宮税務署長)	完結	1 納税者が裁決を経ていないことにつき、国税通則法115条1項3号に規定する「正当な理由」があるか否か 2 延滞税の取消しを求めることができるか否か 3 再調査決定に固有の違法があるか否か [本人訴訟]	28	1	中山松務官 橋本実室官	神戸地方2		H30.9.19	H31.3.22	却下棄却	大阪高等1		H31.4.3	相手側	R1.9.13	棄却	最高		R1.9.25	相手側	R1.11.27	上告却下	
大阪	相続税	国(豊能税務署長)	完結	本件貸付金の存否	26	1	本間松務官 祖家徳徳 渋谷専門官 橋本実室官 小澤実室官	大阪地方2		H30.11.14	R1.7.17	棄却													
大阪	相続税	国(下京税務署長)	完結	納税者が生産緑地の指定解除を見越して行った相続税の納税猶予を取りやめる旨の届出及び本件納付について、錯誤無効を理由に国に不当利得の返還を請求できるか否か	13	1	本間松務官 岡田松務官 祖家徳徳 上田実室官 小澤実室官	東京地方26		H31.1.30	R1.6.4	取下げ													
大阪	贈与税	国(堺税務署長)	完結	納税者がした平成15年分の贈与税の期限後申告は、重大かつ明白な瑕疵があり無効に該当するか否か	15	1	本間松務官 三木徳徳 小澤実室官	大阪地方7		H26.2.26	H28.11.17	棄却	大阪高等4		H28.12.2	相手側	H29.9.7	棄却	最高一小		H29.9.25	相手側	H30.5.10	不受理	
大阪	法人税	国(兵庫税務署長)	完結	消費税 青色申告承認取消処分の適否 調査手続の適法性 理由付記の不備の有無 [推計審査]	15/9~ 17/9	4	吉曾部松務官 岡本徳徳 石田実室官	神戸地方2		H22.2.25	H30.11.14	棄却	大阪高等14		H30.11.27	相手側	R1.7.25	棄却	最高二小		R1.8.8	相手側	R2.6.26	棄却	
大阪	法人税	国(東税務署長)	完結	国外関連者との取引について、措置法が規定する基本三法と同等の方法を用いず、独立企業間価格を算定したことは適法か否か	12/3~ 16/3	3	石田主任松務官 表内松務官 岡本徳徳 松瀬専門官 中島実室官 上之原実室官	東京地方3		H25.5.14	H29.11.24	棄却	東京高等16		H29.12.8	相手側	R1.7.9	棄却	最高一小		R1.7.25	相手側	R2.3.5	棄却・不受理	
大阪	法人税	国(北摂事務局長事務承継者南摂事務局長)	完結	匿名組合契約は有効に成立し、原告会社に匿名組合分配金は生じていたか 原告会社は法人税法67条1項に規定する特定同族会社に該当し、課税すべき留保金額が生じていたか否か 原告会社の連結子会社に貸倒引当金の計算等の対象となる債権が存在していたか	21/9~ 23/9	3	吉曾部松務官 岡本徳徳 松瀬専門官 石田実室官	東京地方2		H27.4.17	H29.10.12	却下棄却	東京高等4		H29.10.30	相手側	H30.6.28	棄却	最高一小		H30.7.13	相手側	R1.5.29	棄却	
大阪	法人税	国(東税務署長)	完結	国外関連者との取引について、措置法が規定する基本三法と同等の方法を用いず、独立企業間価格を算定したことは適法か否か	19/3~ 24/3	3	石田主任松務官 表内松務官 岡本徳徳 松瀬専門官 中島実室官 上之原実室官	東京地方38		H27.9.3	R2.2.28	棄却													
大阪	法人税	国(茨木税務署長)	完結	本件払戻金に係る所得が原告会社に帰属するか否か	20/8~ 24/10	2	今井松務官 松瀬専門官 福田主室 花谷実室官	大阪地方7		H27.9.16	H31.4.11	全部敗訴													
大阪	法人税	国(城東税務署長)	完結	消費税 本件土地建物の売却が仮装の取引であるか否か	20/9~ 24/9 21/3~ 22/3	1	舞島松務官 岡本徳徳 山本実室官	大阪地方2		H27.11.9	R1.11.8	棄却	大阪高等6		R1.11.20	相手側	R2.7.3	棄却	最高三小		R2.7.17	相手側	R3.4.27	不受理	
大阪	法人税	国(旭税務署長)	完結	過年度に収益計上した制限超過利息につき、破産財団における本件過払金返還債権の確定による更正の請求が認められるか否か	8/3~ 18/3	3	表内松務官 石田実室官 中島実室官	大阪地方2		H28.3.4	H30.1.15	棄却	大阪高等14		H30.1.29	相手側	H30.10.19	全部敗訴	最高一小		H30.11.2	国側	R2.7.2	全勝	

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報				争点等			第一審				控訴審				上告審									
届	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提起年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提起年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提起年月日	判決日等	結果		
大阪	法人税		国(和歌山税務署長)	完結	19/5~25/5(21/5、22/5を除く)	1	坂井松務官 上田実査官	大阪地方7		H28.3.17	H30.4.19	棄却												
大阪	法人税		国(遠征税務署長)	完結		1	川城松務官 平山実査官	大阪地方7		H28.7.22	H30.10.25	棄却												
大阪	法人税		国(東税務署長)	完結	25/3~26/3	3	石田主任松務官 加藤松務官 岡本総括 長西専門官 中島実査官 今田実査官	東京地方3		H28.9.2	R2.3.11	一部敗訴	東京高等22		R2.3.24		R3.4.14	全部敗訴						
大阪	法人税		国(秋方税務署長)	完結	代表取締役の行為により破った損害に係る損害賠償請求権は、損害を被った事業年度の基金の額に算入すべきか否か	2	福田松務官 岡本総括 平山実査官	大阪地方7		H29.7.7	R1.12.5	棄却												
大阪	法人税		国(茨木税務署長)	完結	前回更正処分が違法であるか否か(本件事業年度に繰り越される欠損金は存在するか)	1	今井松務官 松瀬専門官 福田主査 花谷実査官	大阪地方7		H29.9.19	H31.4.11	全部敗訴												
大阪	法人税		国(西宮税務署長)	完結	本件給与等が、事実を隠蔽又は仮装して経理することにより理事長に支給された役員給与と認められるか	1	岡田松務官 松瀬専門官 桑原実査官	神戸地方2		H29.12.22	H31.2.13	棄却	大阪高等8		H31.2.26	相手側	R1.9.12	棄却						
大阪	法人税		国(東税務署長)	完結	原告会社の従業員が行った架空計上等が、原告会社がした事実の趣べし又は仮装と認められるか否か	1	福田松務官 平山実査官	大阪地方2		H30.6.11	R1.8.9	棄却	大阪高等4		R1.8.30	相手側	R2.1.31	棄却						
大阪	法人税		国(東税務署長)	完結	原告会社の従業員が行った架空計上等が、原告会社がした事実の趣べし又は仮装と認められるか否か	1	福田松務官 平山実査官	大阪地方2		H30.6.11	R1.8.9	棄却	大阪高等5		R1.8.30	相手側	R2.1.28	棄却						
大阪	法人税		国(城東税務署長)	完結	消費税 本件土地建物の売却が仮装の取引であるか否か	1	舛島松務官 岡本総括 山本実査官	大阪地方2		H30.7.12	R1.11.8	棄却	大阪高等8		R1.11.20	相手側	R2.7.3	棄却	最高三小		R2.7.17	相手側	R3.4.27	不受理
大阪	法人税		国(中京税務署長)	完結	本件経理担当者が行った架空仕入れの計上等が、原告会社がした事実の趣べし又は仮装と認められるか否か	1	山口松務官 岡本総括 無量井実査官	大阪地方7		H30.10.19	R1.11.7	棄却	大阪高等14		R1.11.14	相手側	R2.11.6	棄却	最高二小		R2.11.20	相手側	R3.6.25	棄却
大阪	法人税		国(城東税務署長)	完結	本件建物の取得価額及び課税仕入れに係る支払対面の額は、固定資産評価額により按分して算出した課税庁主張建物価額か	1	舛島松務官 山本実査官	大阪地方7		H30.11.14	R2.3.12	棄却	大阪高等2		R2.3.27	相手側	R3.1.14	棄却						
大阪	法人税		国(東税務署長)	完結	本件事業年度の末日までに、原告会社に、法人税法施行令112条14項2号ハに規定する「再生計画で定められた弁済期間が満了した」との事由が生じたか否か	3	加藤松務官 中島実査官 今田実査官	大阪地方2		H30.12.11	R2.3.11	棄却	大阪高等3		R2.3.26	相手側	R2.10.22	棄却						
大阪	消費税		国(明石税務署長)	完結	本件土産品等の販売の消費税法7条1項の「輸出」該当性及び同条2項の手續要件該当性	1	砂見松務官 上田実査官	大阪地方2		H28.1.6	R1.5.24	棄却	大阪高等5		R1.6.7	相手側	R1.11.29	棄却	最高一小		R1.12.16	相手側	R2.10.22	不受理
大阪	消費税		国(西税務署長)	完結	本件建物の「課税仕入れを行った日」は、本件建物売買契約の締結日から引渡しの日か	1	山口松務官 岡本総括 無量井実査官	東京地方3		H29.3.31	H31.3.15	棄却	東京高等21		H31.3.25	相手側	R1.9.26	棄却	最高一小		R1.10.7	相手側	R2.9.3	棄却
大阪	消費税		国(須磨税務署長事務承継者兼税務署長)	完結	本件建物の「課税仕入れを行った日」は、本件建物売買契約の締結日から引渡しの日か	1	岡田松務官 長西専門官 桑原実査官	大阪地方7		H30.9.26	R2.6.11	棄却	大阪高等12		R2.6.22	相手側	R2.11.27	棄却						
大阪	消費税		国(須磨税務署長)	完結	本件建物の「課税仕入れを行った日」は、本件建物売買契約の締結日から引渡しの日か	1	岡田松務官 西崎総括 桑原実査官	神戸地方2		H30.10.11	R2.6.16	棄却	大阪高等7		R2.6.30	相手側	R3.4.28	棄却						
大阪	消費税		国(芦屋税務署長)	完結	本件建物の「課税仕入れを行った日」は、本件建物売買契約の締結日から引渡しの日か	1	岡田松務官 西崎総括 桑原実査官	大阪地方2		H30.10.11	R2.3.11	棄却	大阪高等1		R2.3.19	相手側	R2.11.26	棄却						

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審													
届	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果		
広島	法人税	国(下関税務署長)	完結	本件コンサルタント料は、架空経費か否か	27/3・28/3	1	加藤主任松務官 中央松務官 和久里専門官 松本実査官	東京地方2		H31.3.11	R3.12.23	棄却													
広島	国賠	国	完結	関与先会社の税務調査において、調査担当者による不法行為があったか否か 加算税賦課決定通知書において不当な理由付記があるか否か 請求金額200万円、仮執行宣言請求なし	-	1	加藤主任松務官 阿井松務官 安藤専門官 柳屋実査官	広島地方2		H30.7.10	R3.1.18	棄却													
高松	所得税	国(今治税務署長)	完結	①特定外国子会社等の未処分所得の金額は、特定外国子会社等の現地損益計算書と修正損益計算書のどちらを基礎として計算すべきか、②特定外国子会社等に該当しない事業年度において決算の修正を行うことができるか否か。	17		小山松務官 大坂専門官	東京地方51		H24.11.29	H29.1.31	棄却	東京高 等12		H29.2.13	相手側	H29.9.6	棄却	最高二 小		H29.9.15	相手側	H30.6.15	棄却	
高松	所得税	国(高松税務署長)	完結	競馬の馬券の的中によって得た払戻金に係る所得は、一時所得又は雑所得のいずれに該当するか。	24~26	1	宇野松務官 陶山専門官	東京地方3		H30.6.1	R1.10.30	一部敗訴 全部敗訴	東京高 等5		R1.11.12	国側	R2.11.4	全勝	最高一 小		R2.11.11	相手側	R3.10.28	棄却	
高松	贈与税	国(今治税務署長)	完結	評価額136の定める精査意見書に添付する原処分件確定評価額に、その評価方法によっては適正な評価を適切に算定することできない「特別の事情」が存在するか否か。	21	2	田中松務官 中嶋実査官	東京地方51		H28.9.9	R2.10.1														
福岡	所得税	国(仙台中税務署長事務承継者行債税務署長)	完結	所得税法150条1項1号に規定する青色申告承認消事由があるか否か。 相手側が所有する不動産に係る賃借料収入のうち、相手側の妻が申告した賃借料収入が相手側に帰属するか否か。	22~24	1	神川松務官 黒田実査官	東京地方36		H27.11.6	H30.1.19	棄却	東京高 等22		H30.1.30	相手側	H30.8.29	棄却	最高三 小		H30.9.19	相手側	H31.2.26	棄却	
福岡	相続税	国(久留米税務署)	完結	預け金等を相続税の課税価格に含めて申告していないことについて、国税通則法69条1項に規定する「届べい又は届出の行為に該当するか否か」 処分行政が更正処分において益金に算入した特定の取引先への売上げが、相手側に帰属するものであるか否か。 申告時の損金に算入されていない当該売上げに係る売上原価が存在するか否か。	26	1	仁位松務官 黨実査官	福岡地方1		H30.8.31	R1.10.30	棄却													
福岡	法人税	国(博多税務署長)	完結	期末棚卸資産を評価するに当たり、相手側が行った当該棚卸資産の区分は、法人税法施行令28条1項1号ホに規定する「その種類等の同じもの」と区別したものであるか否か。	16/9~23/8	1	神川松務官 岩本実査官	福岡地方1		H27.6.5	H30.9.19	棄却													
福岡	法人税	国(甘木税務署)	完結	期末棚卸資産を評価するに当たり、相手側が行った当該棚卸資産の区分は、法人税法施行令28条1項1号ホに規定する「その種類等の同じもの」と区別したものであるか否か。	21/9~25/9	1	神川松務官 吉武主査	福岡地方3		H27.12.28	H30.7.10	却下 棄却	福岡高 等3		H30.7.23	相手側	H31.2.28	棄却	最高三 小		H31.3.12	相手側	R1.9.17	棄却	
福岡	法人税	国(香椎税務署長)	完結	社会福祉法人が行う有料老人ホーム事業は、法人税法2条13号に規定する収益事業に該当するか否か。	23/3~26/3	1	仁位松務官 富岡実査官	福岡地方1		H29.5.11	H31.3.6	棄却	福岡高 等4		H31.3.20	相手側	R1.7.31	棄却	最高一 小		R1.8.9	相手側	R1.12.19	棄却	
福岡	法人税	国(福岡税務署長)	完結	更正の請求に対して、更正をすべき理由があるか否か。	24/3~25/3	1	仁位松務官 廣松実査官	東京地方2		H30.9.7	R2.1.30	棄却	東京高 等17		R2.2.12	相手側	R2.12.2	棄却							
福岡	消費税	国(福岡税務署長)	完結	更正の請求に対して、更正をすべき理由があるか否か。	24/3~25/3	1	仁位松務官 廣松実査官	東京地方2		H30.9.7	R2.1.30	棄却	東京高 等17		R2.2.12	相手側	R2.12.2	棄却							
福岡	消費税	国(博多税務署長)	完結	消費税法30条1項1号の課税仕入れを行った日はいつか。	25/11	1	兵藤松務官 黨実査官	東京地方2		H29.3.31	H31.3.14	棄却	東京高 等15		H31.3.26	相手側	R1.12.4	棄却	最高一 小		R1.12.17	相手側	R2.10.15	棄却	
福岡	消費税	国(行橋税務署長)	完結	消費税法30条1項1号の課税仕入れを行った日はいつか。	25/4	1	兵藤松務官 宮崎実査官	東京地方38		H29.3.31	H31.3.15	棄却	東京高 等4		H31.3.26	相手側	R1.9.26	棄却	最高二 小		R1.10.8	相手側	R2.10.23	棄却	
福岡	消費税	国(博多税務署長)	完結	本件役務は消費税法30条1項に規定する「国内において行った課税仕入れ」に該当するか否か。	24/5~28/2	3	兵藤松務官 吉開実査官	東京地方3		H31.3.7	R3.6.2	棄却	東京高 等9		R3.6.15	相手側	R4.5.18	棄却							
熊本	所得税	国(別府税務署長)	完結	本件債務免除益は、いずれの所得に該当するか。	23	1	溝口松務官 松高実査官	福岡地方1		H28.4.25	H29.11.30	却下 一部敗訴	福岡高 等1		H29.12.14	国側	H30.11.27	全部敗訴							
熊本	所得税(譲渡)	国(中津税務署長)	完結	本件株式を3億円で譲渡したか否か	21	2	溝口松務官	福岡地方1		H26.6.23	H30.3.14	棄却	福岡高 等1		H30.3.26	相手側	H31.1.17	棄却	最高一 小		H31.1.30	相手側	R1.7.25	不受理	
熊本	所得税(譲渡)	国(大分税務署長)	完結	1 原告の確定申告は無効か否か 2 原告の確定申告における税務職員らの行為につき、国家賠償法上の違法があるか	20	1	坂井主査 岩下実査官	大分地方2		H28.8.25	H30.3.30	却下 棄却	福岡高 等4		H30.4.10	相手側	H30.9.28	棄却	最高一 小		H30.10.25	相手側	H31.3.28	棄却	

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等		第一審				控訴審				上告審									
品	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果					
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	共同管理費が、消費税上の課税仕入れ控除対象である「課税仕入れに係る支払対価」に該当するか否か。	完結	20.2 22.2	3	尾田原松務官 城田実室官	那覇地方1	H25.12.26	H31.1.18	棄却	福岡高等那覇支部	H31.1.31	相手側	R2.2.25	棄却	最高二小	R2.3.9	相手側	R2.10.2	棄却	
沖縄	消費税	国(那覇税務署長)	共同管理費が、消費税上の課税仕入れ控除対象である「課税仕入れに係る支払対価」に該当するか否か。	完結	23.2 25.2	3	尾田原松務官 城田実室官	那覇地方1	H27.12.18	H31.1.18	棄却	福岡高等那覇支部	H31.1.31	相手側	R2.2.25	棄却	最高二小	R2.3.9	相手側	R2.10.2	棄却	
沖縄	国賠	国	本件行政指導における担当者の行為が狭間、課税処置に対する遅延、嫌がらせに該当し、原告に対し精神的損害を与えたか否か。(訴額:45万6800円・仮執行宣言なし)	完結	-	1	尾田原松務官 城田実室官	那覇地方沖縄支部	H31.2.27	R2.1.16	棄却	福岡高等那覇支部	R2.1.20	相手側	R2.7.28	棄却	最高一小	R2.8.13	相手側	R3.1.14	棄却	
東京	所得税(課渡)	国(武蔵野税務署長)	・道種者が主事法人の株式と同法人に対する貸付金を同法人に譲渡したことにつき、当該道種者がみなし課税(所得税法59条1項)に当たるとして、その収入金額を積資産価額方式で算定する場合、当該貸付金に対応する同法人の借入金を同法人の負債に計上すべきか否か。	完結	25	1	大野松務官 永井圭彦	東京地方3	H31.3.25	R3.5.21	一部敗訴											
東京	法人税	国(渋谷税務署長事務官兼芝区税務署長)	・相手側の各報酬(売上高)は、本件各事業年度の基金の額に過大に算入されているか否か。 ・積損損失の金額及びこれに対応する積算賠償請求権の取扱い。	完結	23/12~ 25/12	1	藤田松務官 吉留圭彦	東京地方38	H31.3.27	R2.7.14	棄却											
大阪	所得税	国(枚方税務署長)	本件各駐車場に係る本件賃料収入は、納税者に帰属するか否か	完結	26	1	松本松務官 松谷徳治 上田専門官 植西実室官	大阪地方7	H31.4.5	R3.4.22	一部敗訴	大阪高等10	R3.5.6	国側	R4.7.20	全勝						
大阪	所得税	国(西淀川税務署長)	・本件各年分の所得税及び消費税等について職権による減額更正の義務付けの訴え等の適法性 ・課税庁が、地方庁に対して地方税を還付するよう通知することの義務付けの訴えの適法性	完結	21~23	1	小谷松務官 阪巳圭彦 階戸実室官	大阪地方7	H31.2.26	R3.1.28	棄却	大阪高等4	R3.2.10	相手側	R3.11.11	棄却						
熊本	消費税	国(日南税務署長)	・更正をすべき理由がない旨の通知処分に係るもの。 ・自販機手数料に係る課税売上の計上時期は、検取日か支払日か。 ・検取日とした場合、居住用賃貸建物に係る仕入税額控除の適用がある。	完結	26.12	1	堂山松務官 坂井圭彦	東京地方51	H31.3.29	R2.12.22	棄却											
東京	所得税	国(玉川税務署長)	・相手側がした修正申告書等の提出が国税通則法65条5項及び同法66条5項に規定する「調査があったことにより当該国税について更正等があるべきことを予知してされたものでない」ときに該当するか否か。	完結	23~26	1	宗形松務官 中島実室官	東京地方2	H31.4.9	R3.5.27	棄却	東京高等12	R3.6.8	相手側	R4.1.14	棄却	東京高等12	R4.1.25	相手側	R4.7.26	棄却・不受理	
東京	所得税	国(渋谷税務署長)	・処分行政庁が相手側に対し租税特別措置法40条の4(外国子会社合算税制)を適用して行った更正処分等は適法か否か。	完結	26	2	中村松務官 平戸圭彦	東京地方3	H31.4.12	R2.11.20	一部敗訴	東京高等21	R2.12.4	双方	R4.1.13	一部敗訴						
東京	所得税(源泉)	国(麹町税務署長)	・相手側が発行した特定民間国外債の利子の支払に係る源泉所得税について、非課税措置を適用するための「利子受領者確認書」を政令で定める提出期限の後に提出した場合においても、当該非課税措置を適用することができるか否か。	完結	25/4、 25/10、 26/4、 26/10、 27/4	1	栗村松務官 野村専門官	東京地方38	H31.4.16	R2.12.1	棄却	東京高等4	R2.12.14	相手側	R3.9.30	棄却	最高一小	R3.10.13	相手側	R4.5.26	棄却・不受理	
大阪	相続税	国(西宮税務署長)	相続税法第32条第1号に規定する更正の請求の期限経過後にされた本件更正請求は適法か	完結	20	1	中山松務官 橋本実室官	神戸地方2	H31.3.20	R2.2.6	棄却											
大阪	所得税	国(豊能税務署長)	平成29年分の所得税及び復興特別所得税の期限後申告書の提出につき、国税通則法66条7項の適用があるか否か	完結	29	1	中川松務官 花谷実室官	大阪地方7	H31.4.18	R2.6.4	棄却											
大阪	所得税	国(西宮税務署長)	・更正の請求に対する更正処分を行うことを義務付ける訴えの適法性 ・更正処分をしない課税庁に対する不作為の違法確認の訴えの適法性 ・更正の請求に対する課税庁の不作為が国賠法上の違法となるか否か	完結	24	1	小谷松務官 阪巳圭彦 階戸実室官	大阪地方2	H31.4.19	R3.2.5	棄却	大阪高等13	R3.2.19	相手側	R3.9.17	棄却						

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審														
届	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部置	担当官	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
関係	登録免許税	国(宇都宮税務署長)	国(宇都宮税務署長)	完結	徴収前との合同事件。不当利得返還請求。登録免許税について、納付済証を紛失したことにより、二重に登録免許税を納付したことは国の不当利得に当たるか。			荒井松務官、加藤圭彦、永井実査官	宇都宮簡裁		H31.4.11	R1.6.24	取下げ													
関係	相続税	国(前橋税務署長)	国(前橋税務署長)	完結	①評価上の区分と評価単位 ②本件土地について、相当の地代を取受している貸地として評価すべきか否か。	26		荒井松務官、加藤圭彦、西野実査官	前橋地裁		H31.4.24	R1.10.10	取下げ													
東京	所得税	国(川崎北税務署長)	国(川崎北税務署長)	完結	寡夫控除に寡婦控除にない所得要件を設けることは、法の下での平等を定めた憲法14条1項に違反するか否か。	24~29	1	大工原松務官 平山専門官	東京地方51		R1.5.8	R3.5.27	棄却	東京高等15		R3.6.14	相手側	R4.1.12	棄却							
東京	消費税	国(杉並税務署長)	国(杉並税務署長)	係属	・訴外米園法人の役務の提供に対する支払手数料は、仕入税額控除の対象となるか否か。 ・本件各更正処分は、通則法74条の11第6項に反し違法となるか否か。 ・平成21年分及び平成22年分の消費税等の各更正処分について、通則法70条4項の規定が適用されるか否か。	21~25	1	森本松務官 永山実査官	東京地方38		H31.4.22	R4.4.15	棄却													
大阪	法人税	国(岸和田税務署長)	国(岸和田税務署長)	完結	本件配当金に法人税法23条の2第1項(外国子会社から受ける配当等の基金不算入)は適用されるか	26/5	2	加藤松務官 長西専門官 河崎実査官 今田実査官	大阪地方7		R1.5.15	R3.9.28	却下棄却													
名古屋	相続税	国(千種税務署長)	国(千種税務署長)	完結	本件調停は、国税通則法23条2項1号に規定する判決(判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。)に該当するか否か。	21	1	伊藤松務官 竹村圭彦	名古屋地方9		H31.4.26	R2.12.10	棄却	名古屋高等2		R2.12.24	相手側	R3.6.30	棄却	最高二小			R3.7.16	相手側	R4.1.17	不受理
関係	消費税	国(環状税務署長)	国(環状税務署長)	完結	(追加的併合事件) キヤストに対する支払いは、消費税の課税仕入れに該当するか	24/3 27/3	1	近藤松務官、清野専門官、岩元実査官	東京地方2		H31.4.17	R2.9.1	却下													
名古屋	所得税(源泉)	国(森名税務署長)	国(森名税務署長)	完結	本件各納税告知処分に係る給与等の支払が認められるか否か。	24/12, 26/8	1	伊藤松務官 宮崎実査官	東京地方38		R1.5.8	R4.8.26	棄却													
東京	消費税	国(荒川税務署長)	国(荒川税務署長)	係属	相手側が、輸出品販売場において販売した宝石の仕入れ金額は、課税仕入れに係る支払対面の額に含まれるか否か。	28/6	1	森田松務官 小島実査官	東京地方3		R1.6.6	R4.7.15	却下棄却													
東京	消費税	国(麻布税務署長)	国(麻布税務署長)	係属	相手側が、輸出品販売場において販売した宝石の仕入れ金額は、課税仕入れに係る支払対面の額に含まれるか否か。	28/3, 28/6	1	森田松務官 小島実査官	東京地方3		R1.6.6	R4.7.15	却下棄却													
東京	消費税	国(神田税務署長)	国(神田税務署長)	係属	相手側が、輸出品販売場において販売した宝石の仕入れ金額は、課税仕入れに係る支払対面の額に含まれるか否か。	28/3~ 28/6及 び28/8	1	森田松務官 小島実査官	東京地方3		R1.6.6	R4.7.15	却下棄却													
東京	消費税	国(京橋税務署長)	国(京橋税務署長)	係属	相手側が、輸出品販売場において販売した宝石の仕入れ金額は、課税仕入れに係る支払対面の額に含まれるか否か。	28/6	1	森田松務官 小島実査官	東京地方3		R1.6.6	R4.7.15	却下棄却													
東京	消費税	国(浅草税務署長)	国(浅草税務署長)	完結	・訴外国外小売業者が日本国内で購入した衣料品等の代金は、相手側の「課税仕入れに係る支払対面の額」に該当するか否か。 ・相手側が、国税通則法68条1項に規定する事実の隠ぺい又は偽装をしたと認められるか否か。	25/1~ 28/7	1	月岡松務官 秋山実査官	東京地方51		R1.6.6	R3.10.19	棄却													
熊本	法人税	国	国	完結	法人税法67条は憲法14条に違反し、違憲無効であるか。	25.7 ~ 26.6 26.7 ~ 27.6 27.7 ~ 28.6 28.7 ~ 29.6	4	佐藤松務官 小林実査官	東京地方51		R1.6.3	R3.2.25	棄却													
大阪	所得税	国(西宮税務署長)	国(西宮税務署長)	完結	・本件各年分の所得税及び消費税等について職権による課税更正の義務付けの訴え等の適法性 ・課税庁が、地方庁に対して地方税の還付をするよう通知することの義務付けの訴えの適法性	21~23	1	山端松務官 辰巳圭彦 正木実査官	大阪地方2		H31.2.26	R2.3.13	却下棄却	大阪高等6		R2.3.27	相手側	R3.3.2	棄却							
大阪	法人税	国(東大阪税務署長)	国(東大阪税務署長)	完結	一時取締役兼代表取締役職務代行を選任申立手続が認められるか否か(原告事件)	27/2~ 31/2	1	村井総括 松瀬専門官	大阪地方4		R1.8.30	R1.10.1	決定													
東京	法人税	国(品川税務署長)	国(品川税務署長)	完結	完・香港に所在する相手側の特定外国子会社は、「事業基準」を満たし、適用除外基準を充足するか否か。	25/3~ 28/3	3	三上松務官 小澤圭彦	東京地方38		R1.6.11	R3.2.26	棄却	東京高等15		R3.3.11	相手側	R3.11.24	棄却	最高一小			R3.12.7	相手側	R4.8.8	棄却

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審					控訴審					上告審									
届	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果		
東京	所得税		国(芝税務署長)	係属 ・本件有限責任事業組合として行われた事業に係る取組及び資産の譲渡等は、相手側のみへ帰属する又は相手側のみが行ったものとして、その所得金額又は消費税等の額の計算を暦年で行うか否か。 ・本件各処分に係る事業所得の金額及び課税資産の譲渡等の対価の額が過大であるか否か。 ・本件各課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額が過少であるか否か。 ・平成27年課税期間及び平成28年課税期間において、相手側に国税通則法88条2項に規定する隠蔽又は仮装の事実があったか否か。 ・本件各調査に本件各処分を取り消すべき違法があるか否か。	25~28	2	笹田松務官 森西実査官	東京地方3		R1.7.29															
大阪	相続税		国(東税務署長)	完結 ・H27.6.6相続開始に係る相続税の債務不存在確認上記相続税債務が存在した場合、法定特約期間から訴訟提起までの間の延滞税不存在確認	27/6	1	一色松務官 三宅専門官 植西実査官	大阪地方2		R1.8.8	R2.1.29	却下 大阪高等13		R2.2.7				最高三小		R2.8.27		相手側	R3.1.19	棄却	
広島	所得税		国(瀬戸税務署長)	係属 ・商品先物取引契約を解除したとする訴訟上の和解が成立したことを理由に更正の請求ができるか否か	11~12	1	水田主任松務官 辻松務官 和久里専門官 津寺実査官	東京地方38		R1.7.24	R4.2.25	棄却 東京高等1		R4.3.4											
大阪	法人税		国(新宿税務署長事務長事務承継者北税務署長)	完結 ・修正申告をした際の業務委託費等の額に誤りがあるとして行った相手側の更正の請求が認められるか否か	24/6~ 25/6	1	山口松務官 岡本総括 長西専門官 無量井実査官	東京地方38		H30.9.7	R2.2.28	棄却 東京高等2		R2.3.16											
大阪	消費税		国(新宿税務署長事務長事務承継者北税務署長)	完結 ・修正申告をした際の業務委託費等の額に誤りがあるとして行った相手側の更正の請求が認められるか否か	24/6~ 25/6	1	山口松務官 岡本総括 長西専門官 無量井実査官	東京地方38		H30.9.7	R2.2.28	棄却 東京高等2		R2.3.16											
名古屋	所得税		国(昭和税務署長)	完結 ・本人訴訟 ・本件更正処分に係る再調査の請求は、請求先を誤った不適法なものであるか否か	24~27	1	野中松務官 谷実査官	名古屋地方9		R1.8.8	R2.12.10	却下 名古屋高等4		R2.12.17				最高三小		R3.7.5		相手側	R3.12.14	棄却	
関信	所得税		国(栃木税務署長)	完結 ・判決があったことを知った日から6か月以内に訴訟を提起しなかったことに「正当な理由」があるか否か(本人訴訟)	23~25	1	永塚松務官 羽島専門官 沢里実査官	宇都宮地方2		R1.7.16	R1.12.11	却下 東京高等5		R1.12.18				最高二小		R2.12.30		相手側	R3.7.16	棄却	
東京	所得税		国(千葉南税務署長)	完結 ・低額で譲り受けた貸付金債権を回収したことにより生じた利益に係る所得が、雑所得及び一時所得のいずれに該当するか	26	1	伊藤松務官 佐藤実査官	東京地方3		R1.9.4	R3.1.29	棄却													
東京	所得税(源泉)		国(八王子税務署長)	係属 ・会社分割に係るみなし配当につき、日本ルクセンプルク租税条約における源泉所得税の軽減税率の適用関係を決する上で、同条約に規定する「利得の分配に係る事業年度終了の日」は、分割型分割のされた日の前日となるか、分割法人の事業年度終了の日となるか	26/8	1	平山松務官 浅野実査官	東京地方51		R1.9.6	R4.2.17	全部敗訴 東京高等7		R4.3.3											
東京	所得税		国(渋谷税務署長)	完結 ・国内に恒久的施設を有しない非居住者である原告が、国内の証券会社を通じて行った株指先物取引により得た所得が、「国内にある資産の運用、保有により生ずる所得に該当し、総合課税の雑所得として課税されるか否か	25.27	1	大工原松務官 平山専門官	東京地方3		R1.9.12	R4.2.9	取下げ													
大阪	所得税		国(大淀税務署長)	完結 ・本件FX取引により生じた所得が、所得税法161条1項に規定する「国内にある資産の運用、保有」による生ずる所得に該当するか	25~27	1	村岡松務官 松谷総括 上田専門官 橋本実査官	東京地方38		R1.8.15	R4.3.25	却下													
東京	相続税		国(目黒税務署長)	係属 ・昭和61年の原告の父(本件被相続人の夫)の相続により、当該相続の相続財産である地上権の2分の1相当部分を取得したのは、本件被相続人と原告のいずれであるか。 ・上記の地上権の目的となっている土地の価額は、相当時代通運8と財産評価基本通運28(1)のいずれにより評価すべきか。	26	1	石井松務官 南部実査官	東京地方2		R1.9.30															
東京	所得税(譲渡)		国(柏税務署長)	係属 ・原告らの父が平成26年中に譲渡した建物は、旧措置法37条の第1項に規定する措置法31条1項の規定の適用を受けた者の買換資産に該当するか否か ・土地及び建物を一括して譲渡した場合における分離長期譲渡所得の金額の計算上控除する土地の取得費(措置法31条の4第1項に規定する概算取得費)の計算方法	24~26	1	小野松務官 南部実査官	東京地方3		R1.9.27	R3.9.17	棄却 東京高等5		R3.9.30				最高一小		R4.5.31		相手側			

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審												
局	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	結果				
大阪	消費税	国(東住吉税務署長)	完結	土地と一括で譲渡した本件建物に係る課税資産の譲渡等の対価の額はいくらか	28	1	外島松務官 上田専門官 福岡松務官	東京地方51		R1.9.24	R4.6.7	一部敗訴												
大阪	消費税	国(西宮税務署長)	完結	・理由付記の不備 ・本件建物等の「課税仕入れを行った日」は、本件売買契約の締結日から引渡日か ・通則法65条4項に規定する正当理由の有無	25/1	1	岡田松務官 森原実査官	神戸地方2		R1.9.18	R2.9.29	棄却												
大阪	所得税	国(鳥長)	完結	1 本件各更正処分において認定された本件各年分の売上金額が過大であるか否か。 2 本件各年分の納税者の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入される金額はいくらか。 3 本件調査の手續に違法があるか。	24~26	1	砂見松務官 福田圭章 上田実査官	大阪地方2		R1.9.26	R2.2.3	移管												
東京	所得税	国(練税務署長)	完結	・本件差損益金等の取入の原因となる権利は、本件ロールオーバーが行われた時に確定したと考えるか 【本人訴訟】 ・相手側がした修正申告書の提出が国税通則法65条5項及び同法66条5項に規定する「調査があったことにより当該国税について更正等があるべきことを予知してされたものでないとき」に該当するか否か。	24~26	1	畑山主任松務官 森西実査官	大阪地方2	H30.3.2	H31.4.12	却下棄却	大阪高等4		R1.5.7	相手側	R2.1.24	却下棄却	最高一小		R2.2.6	相手側	R2.9.3	棄却	
東京	所得税	国(玉川税務署長)	完結	・相手側がした修正申告書の提出が国税通則法65条5項及び同法66条5項に規定する「調査があったことにより当該国税について更正等があるべきことを予知してされたものでないとき」に該当するか否か。	23~27	1	宗形松務官 中島実査官	東京地方2	H31.4.9	R3.5.27	棄却	東京高等12		R3.6.8	相手側	R4.1.14	棄却	東京高等12		R4.1.25	相手側	R4.7.20	棄却	
東京	所得税	国(世田谷税務署長)	完結	・相手側がした修正申告書の提出が国税通則法65条5項及び同法66条5項に規定する「調査があったことにより当該国税について更正等があるべきことを予知してされたものでないとき」に該当するか否か。	23~26	1	宗形松務官 中島実査官	東京地方2	H31.4.9	R3.5.27	棄却	東京高等12		R3.6.8	相手側	R4.1.14	棄却	東京高等12		R4.1.25	相手側	R4.7.26	棄却	
東京	所得税	国(世田谷税務署長)	完結	・相手側がした修正申告書の提出が国税通則法65条5項及び同法66条5項に規定する「調査があったことにより当該国税について更正等があるべきことを予知してされたものでないとき」に該当するか否か。	23~26	1	宗形松務官 中島実査官	東京地方2	H31.4.9	R3.5.27	棄却	東京高等12		R3.6.8	相手側	R4.1.14	棄却	東京高等12		R4.1.25	相手側	R4.7.26	棄却	
東京	所得税	国(世田谷税務署長)	完結	・相手側がした修正申告書の提出が国税通則法65条5項及び同法66条5項に規定する「調査があったことにより当該国税について更正等があるべきことを予知してされたものでないとき」に該当するか否か。	23~26	1	宗形松務官 中島実査官	東京地方2	H31.4.9	R3.5.27	棄却	東京高等12		R3.6.8	相手側	R4.1.14	棄却	東京高等12		R4.1.25	相手側	R4.7.26	棄却	
東京	相続税	国(江東東税務署長)	完結	・相続税法55条に基づく相続税の当初申告後、同法32条1項1号の規定に基づく更正の請求又は同法35条32条1項1号の規定に基づく更正をする場合において、課税価格を計算する際の財産の価額は、当初申告における財産の価額によることとなるか否か。 附帯控訴	16	1	大野松務官 三原実査官					東京高等9		R1.6.14	相手側	R1.12.4		全部敗訴						
大阪	法人税	国(東山税務署長)	係属	特例民法法人から一般財団法人への移行時に有する資産等の帳簿価額は、原告会社が決算修正により計上した有価証券の評価替え及び減価償却資産の帳簿価額の減額をする前の金額か、評価替え及び減額した後の金額のいずれの金額か。	25/3~27/3 28/3	1	初山松務官 松瀬徳悟 長西専門官 菊地実査官	東京地方38		R1.10.15														
大阪	所得税	国(浪速税務署長)	完結	1 不動産所得の計算上、贈与税を必要経費に算入することの可否 2 理由付記の不備の有無	25	1	小谷松務官 大田徳悟 藤戸実査官	大阪地方7		R1.10.2	R3.3.4	棄却	大阪高等14		R3.3.18	相手側	R3.10.7	棄却	最高二小		R3.10.19	相手側	R4.3.25	不受理
大阪	所得税	国(中京税務署長)	完結	平成23年分に計上すべき事業所得の総収入金額及び必要経費について(更正の請求に対する理由なし通知処分)	23	1	北村松務官 上之原実査官 富田実査官	京都地方3		R1.9.28	R3.5.21	棄却												
東京	相続税	国(武蔵野税務署長)	完結	相続財産である土地を評価通達の定めによらずに評価することの適否	25	1	池谷松務官 小林実査官	東京地方38		R1.10.30	R3.12.3	却下棄却												
東京	所得税	国(甲府税務署長)	完結	・更正をすべき理由がない旨の各通知処分の理由の提示に不備があるか否か。 ・相手側が、平成24年なしし平成27年の各年分において、所得税法上の居住者に該当するか否か。	24~27	1	畑山主任松務官 森西実査官	東京地方2		R1.11.5	R3.11.25	棄却												
関西	所得税	国(栃木税務署長)	完結	・原発事故による風評被害に係る損害賠償金の非課税所得該当性及びその計上時期 (消費税)(本人訴訟)	24~26	1	田所松務官 羽島専門官 中田実査官	宇都宮地方1		R1.6.11	R2.8.27	却下棄却												
東京	所得税	国(中野税務署長)	完結	・平成23年分の所得税に係る更正の請求期限の起算日はいつか。 ・処分行政庁が更正の請求期限の起算日を誤認しているという違法があるか否か。	23	1	大野松務官 三原実査官	東京地方51		R1.11.5	R2.12.8	棄却	東京高等10		R2.12.17	相手側	R3.5.13	棄却	最高裁		R3.5.20	相手側	R3.9.30	棄却
東京	所得税	国(川崎北税務署長)	完結	・相手側による浮面等の創作及び販売行為から生じた所得は、事業所得又は雑所得のいずれに該当するか。	25~28	1	中村主任松務官 佐藤実査官	横浜地方1		R1.10.16	R3.3.24	棄却	東京高等1		R3.3.31	相手側	R3.11.17	棄却	最高一小		R3.11.29	相手側	R4.4.21	棄却

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審													
届	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	控訴人	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	上告人	判決日等	結果	
東京	所得税(源泉)	国(京橋税務署長)	完結	相手側が自主納付した源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税が、過誤給金であるか否か。	27.1 ~ 29.12	4	庵原主任税務官 吉田総括主査 青木実査官	東京地方51		R2.4.2	R3.4.27	棄却	東京高等15		R3.5.10	相手側	R3.12.22	棄却							
関信	法人税	国(長岡税務署長)	完結	原告の納付した法人税等につき、国は不法行為責任を負うか否か。(消費税)(本人訴訟)	20.2 ~ 24.2	2	須藤松務官 宮坂専門官 岡崎実査官	新潟地方2		R2.2.28	R3.10.14	却下 棄却	東京高等15		R3.10.28	相手側	R4.4.20	棄却							
名古屋	所得税(源泉)	国(半田税務署長)	完結	本件各委員は、所得税法28条1項に規定する給与等に該当するか。原告に、通則法68条3項に規定する隠蔽又は仮装に該当する事実があったか否か。	29/7~ 29/12	1	三島松務官 谷実査官	名古屋地方9		R2.8.7	R4.6.30	棄却													
東京	法人税	国(渋谷税務署長)	係属	(1) 本件における更正処分理由付記に、当該更正処分が違法となる不備があるか否か。 (2) 相手側が支払った株式の取得対価が、その取得時における当該株式の時価に比して低くして、当該取得対価と時価の差額が受贈益として所得金額に加算されるか否か。	27.1	3	森田松務官 依田主査	東京地方3		R2.9.1	R3.10.29	棄却	東京高等7		R3.11.11	相手側	R4.4.14	棄却	最高一小			R4.4.27	相手側		
東京	消費税	国(東京上野税務署長)	完結	(1) 台湾各小売業者が日本国内で購入した衣料品等の代金は、相手側の「課税仕入れに係る支払対価の額」(消費税法30条1項)に該当するか否か。 (2) 相手側が、国税通則法68条1項に規定する事実の隠蔽又は仮装をしたと認められるか否か。	28/9~ 30/2	1	森田松務官 峯川主査	東京地方38		R2.9.4	R4.7.15	棄却													
熊本	法人税	国(鹿児島税務署長)	係属	・ 非取益事業から生じた利子・配当等所得に課した源泉所得税の還付をしないことの違法性 ・ 公益法人制度改革関連3法制定に伴う税制上の法改正の違憲性の有無 ・ 金銭貸付業(取益事業)に該当するか否か	28.4~ 29.3	1	福田松務官 鈴木実査官	東京地方3		R2.9.11															
関信	法人税	国(真岡税務署長)	完結	原告の納付した法人税等に係る延滞税について、国税通則法61条に規定する延滞税の期間特例を適用せず計算した部分が過誤給金に該当するか否か(偽りその他不正の行為の有無)	19.12 ~ 25.12	2	小林松務官 角木主査 多田実査官	東京地方2		R2.8.24	R3.10.7	棄却													
関信	法人税	国(宇都宮税務署長)	完結	①外注費の損金算入・仕入税額控除の可否、仮装隠蔽の有無 ②青色申告(平成28年4月期以後)の承認の取消処分の適否(消費税)	25.4 26.4 28.4	2	津久井松務官 角木主査 益子実査官	宇都宮地方1		R2.7.29	R3.12.23	棄却	東京高裁4		R4.1.7	相手側	R4.8.25	棄却							
東京	所得税	国(大月税務署長)	係属	(1) 本件各車両は、所得税法38条2項に規定する「使用又は期間の経過により減価する資産」に該当するか否か。 (2) 本件が替差益に係る所得は、所得税法33条1項に規定する「資産の譲渡による所得」に該当するか否か。 (3) 本件が替差益に係る米ドルの取得費等について、どのような計算方法を用いるべきか(総平均法と総平均法に準ずる方法(移動平均法)のどちらを用いるべきか)。	27~29	1	田名俊松務官 佐藤実査官	東京地方51		R2.8.21															
東京	相続税	国(世田谷税務署長)	完結	修正申告は無効か否か。	29	1	北村松務官 佐藤実査官	東京地方38		R2.8.21	R3.2.12	却下	東京高等6		R3.2.26	相手側	R3.10.28	棄却							
高松	法人税	国(川島税務署長)	完結	訴状においては、請求の趣旨及び原因が不明である。平成16年3月期の法人税及び消費税賦課決定処分の取消を求めていると想定される。	16/3	2	田中松務官 直井専門官	徳島地方2		R2.5.1	R2.11.24	取下げ													
関信	所得税	国(太田税務署長)	係属	売上げの20%を帳簿に計上しなかった事実は、隠ぺい又は仮装に該当するか(国税通則法68条1項)。(消費税)	28 29	1	津久井松務官 小谷野専門官 益子実査官	東京地方38		R2.9.22	R4.5.13	棄却	東京高裁15		R4.5.30	相手側									
熊本	法人税	国(鹿児島税務署長)	係属	利子及び配当等から源泉徴収された本件所得税額が法人税から控除できるか否か。	29.4 ~ 30.3	1	福田松務官 鈴木実査官	東京地方38		R2.9.23	R4.1.14	却下 棄却	東京高等7		R4.1.27	相手側	R4.7.28	棄却							
関信	所得税	国(川口税務署長)	完結	推計課税の適法性(本人訴訟)	28 29	1	長森松務官 羽鳥総括 山崎実査官	さいたま地方4		R2.5.3	R3.9.8	却下 棄却	東京高等17		R3.9.24	相手側	R4.3.23	棄却							

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審														
届	主税目等	原告等	被告等	経過	概要等	課税年度	処分部署	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果			
名古屋	所得税		国(四日市税務署長)	係属	本人訴訟 原告Aと原告Bが生計を一にする親族であるか否か等	26~28	1	伊藤松務官 宮嶋実実官	名古屋地方9		R2.9.12	R4.6.2	棄却	名古屋高等2		R4.6.9		相手側								
関係	消費税		国(川口税務署長)	未確定	住宅の貸付けに係る賃貸料収入が発生する販売用 建物の購入は、消費税法30条2項(仕入れに係る消費 税額の控除)の適用に当たり、「課税資産の譲渡等」 のみ要するもの」又は「課税資産の譲渡等とその他の 資産の譲渡等」に共通して要するもの」のいずれに該 当するか。	26.2 ~ 30.2	3	須藤松務官 宮坂専門官 岡崎実実官	東京地方3		R2.10.7	R4.10.26	棄却													
大阪	所得税		国(大淀税務署長)	完結	本件FX取引により生じた所得が、所得税法161条1項 に規定する「国内にある資産の運用、保有…による生 ずる所得に該当するか	28~30	1	村岡松務官 松谷穂括 上田専門官 橋本実実官	東京地方38		R2.10.2	R4.3.25	却下													
名古屋	法人税		国(岐阜北税務署長)	係属	本件機械装置の取得時期はいつか。	28/5	3	堀木松務官 鈴木実実官	東京地方2		R2.9.16															
名古屋	所得税(譲渡)		国(昭和税務署長)	係属	本件譲渡株式の取得費は、特定口座で保有する同一 銘柄である本件法人株式の取得価額を含めて総平均 法に準ずる方法により計算すべきか否か。	25	1	奥野松務官 瀬川実実官	東京地方2		R2.9.23	R4.2.24	棄却	東京高等8		R4.3.4		相手側	R4.9.1	棄却	東京高等8		R4.9.14	相手側		
仙台	相続税		国(十和田税務署長)	完結	本件相続開始日において有していた貸付金債権が、 評価通達205に定める「その他の回収が不可能又 は著しく困難であると見込まれるとき」に該当するか 否か。	28	2	山田松務官 佐藤実実官 村上実実官	青森地方2		R2.9.15	R3.10.22	棄却	仙台高等3		R3.11.3		相手側	R4.3.23	棄却						
東京	法人税		国(江東西税務署長)	係属	処分行政官が取引単位営業利益法によって算出した 独立企業間価格による更正処分は適法か否か。	25/3 ~ 28/3	3	木村主任松務官 世古実実官	東京地方2		R2.9.18															
大阪	所得税		国(伏見税務署長)	係属	1 本件配当は所得税法9条1項16号の規定により非 課税となるか(配当と配当期待権の二重課税) 2 上場株式等の譲渡所得に係る取得費加算相続税 額はいくらか 3 未分割の相続財産を財産債務調書に記載すべき か	28 29	1	久恒松務官 上田専門官 市原実実官	大阪地方2		R2.10.12	R3.11.26	棄却	大阪高等11		R3.12.6		相手側								
東京	所得税		国(青梅税務署長)	完結	本件各更正の請求は、国税通則法23条1項1号に規 定する更正の請求ができる場合に該当するか。具体 的には、本件各年分において、原告に課税控除の対 象となる債権による損失の金額があるか。	27~29	1	落合松務官 中澤実実官	東京地方38		R2.10.13	R4.1.14	棄却	東京高等22		R4.1.27		相手側	R4.9.14	棄却						
大阪	消費税		国(明石税務署長)	完結	本件土産品等の販売の消費税法7条1項の「輸出」 該当性及び同条2項の要件要件該当性	25~27	1	北村松務官 大田穂括 上之原実実官	大阪地方7		R2.10.6	R2.12.7	取下げ													
名古屋	贈与税		国(沼津税務署長)	係属	本件各委員は、本件関係人が原告に対して贈与した ものか否か。 本件関係人は、相続税法21条の3第1項2号に規定 する「扶養義務者」に該当するか否か。	24~29	2	三島松務官 長谷川専門官 谷実実官	静岡地方2		R2.10.16															
高松	法人税		国(伊野税務署長)	完結	原告が経費と主張する金額(本件各委員)は、本件 事業年度の損金の額に算入されるか否か。	26/3	1	松本松務官 中塚実実官	高知地方2		R2.5.26	R3.1.5	取下げ													
東京	所得税(源泉)		国(市川税務署長)	完結	相手側が自主納付した源泉徴収に係る所得税及び復 興特別所得税が、過誤納金であるか否か。	26/1 ~ 29/12	4	庵原主任松務官 吉田穂括主査 青木実実官	東京地方3		R2.4.2	R3.7.16	棄却	東京高等24		R3.7.26		相手側	R3.12.23	棄却						
東京	所得税		国(王子税務署長)	完結	原告名義で提出された所得税等の確定申告書に係 る租税債務が存在するか否か。	R1	1	伊藤松務官 田崎実実官	東京地方2		R2.10.22	R3.5.10	取下げ													
福岡	所得税		国(小倉税務署長、国税不服審判所長)	完結	(本案前)本件審査請求は請求期限を満した不適法 なものか(本案)加重課税の賦課要件を充足してい るか(本人訴訟)	23	1	宮崎松務官 後藤実実官	福岡地方1		R2.6.5	R3.8.25	却下 棄却	福岡高等1		R3.10.13		相手側	R4.3.29	棄却						
大阪	相続税		国(岸和田税務署長)	完結	本件更正の請求は、国税通則法23条1項1号に規 定する事由に該当するか否か(具体的に、本件申 告における本件株式の評価額が過大であるか否 か)。	25	1	村岡松務官 橋本実実官	大阪地方7		R2.11.9	R4.5.12	棄却													
東京	相続税		国(市川税務署長)	完結	①本案前:本件訴訟は、不服申立ての前置(国税通則 法115条)を経していない不適法な訴訟か否か。 ②本 案:市川税務署長が原告に対して行った相続税 の決定処分及び加重課税賦課決定処分は、適法か 否か。	29	1	大野松務官 三原実実官	千葉地方3		R2.10.3	R3.1.29	却下	東京高等24		R3.2.11		相手側	R3.7.20	棄却	最高		R3.7.24	相手側	R3.10.8	却下

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審												
局	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分番号	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果		
大阪	相続税		国(芦屋税務署長)	係属	28	1	久恒松務官 角田専門官 市原実査官	大阪地方7	R3.8.20	R4.9.22		棄却												
関係	法人税		国(東松山税務署長)	係属	27/4~ 31/3	1	増村松務官 宮坂専門官 山崎実査官	東京地方38	R3.9.10															
福岡	所得税		国(久留米税務署長)	係属	26~30	1	宮崎松務官 古賀主査	福岡地方1	R3.8.19															
名古屋	法人税		国(名古屋西税務署長)	係属	27/3~ 30/3	3	伊藤松務官 宮崎実査官	東京地方38	R3.8.31															
名古屋	法人税		国(名古屋西税務署長)	係属	27/3~ 28/9	3	伊藤松務官 宮崎実査官	東京地方38	R3.8.31															
名古屋	法人税		国(熱田税務署長)	係属	27/3~ 30/3	2	伊藤松務官 宮崎実査官	東京地方38	R3.8.31															
東京	消費税		国(厚木税務署長)	係属	29/2、 30/6	1	小西松務官 山本実査官	東京地方51	R3.8.11															
高松	所得税(譲渡)		国(高松国税局長、伊野野税務署長)	係属	本人訴訟 期限を経過して提出された異議申立書が、通則法77条3項に規定する「天災その他やむを得ない理由があるとき」に該当するか否か。	5	宇野松務官 陶山専門官	高知地方	R3.6.15	R4.3.15		却下 棄却	高松高裁2		R4.3.24	相手側	R4.8.10	棄却	高松高裁		R4.8.22	相手側		
東京	法人税		国(豊島税務署長)	係属	相手側は、日本とアラブ首長国連邦との間の租税条約4条1項に規定する「一方の締約国の居住者」に該当するか否か。	27/12~ 29/12	3	平山松務官 赤岩実査官	東京地方38	R3.8.25														
大阪	相続税		国(東税務署長)	完結	①更正処分等に無効とすべき課税庁の裁量権の逸脱又は濫用があるか否か ②更正処分等に取り消すべき信義則違反があるか否か	27	1	松本松務官 角田専門官 植西実査官	大阪地方7	R3.9.14	R4.9.8		棄却											
大阪	法人税		国(門真税務署長)	係属	①国外関連者に対する株式の譲渡において、寄附金課税よりも移転価格税制が優先的に適用されるか否か ②本件株式の譲渡価格は時価に比して低額か否か	29/3	3	松帆松務官 松瀬総括 長西専門官 河崎実査官 野村実査官	東京地方3	R3.9.27														
熊本	法人税		国(熊本西税務署長)	係属	水産物卸業を営む原告の本件現金仕入れ(パツ買)及び承買いは実在の取引か否か。	25~31	1	福田松務官 嶋野主査	福岡地方1	R3.9.13														
関係	その他		国(長岡税務署長)	完結	独立当事者参加申立ての適法性	20.2~ 24.2	2	渡邊松務官 大谷専門官 角木主査	新潟地方2	R3.9.16	R3.10.14		却下	東京高等15		R3.10.28	相手側	R4.4.20	棄却					

課税関係訴訟事件一覧表(リアルタイム更新)

基本情報			争点等			第一審			控訴審			上告審					
局	主税目等	原告等	被告等	経過	課税年度	処分部置	担当者	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果	裁判所	事件番号	提訴年月日	判決日等	結果
東京	法人税		国(四谷税務署長)	係属	27/3~31/3	1	岡村松務官 今村実査官	東京地裁3			R4.9.2						
広島	所得税		国(岡山東税務署長)	係属	1	1	水田主任松務官 村岡松務官 和久里専門官 高橋実査官 広瀬実査官	東京地方38			R4.9.5						
大阪	国賠		国(龍野税務署長)	係属	-	1	久恒松務官 辰巳主査 市原実査官	神戸地方地裁支部			R4.9.14						
名古屋	消費税		国(岐阜北税務署長)	係属	2/6、2/7	1	片岡松務官 小川主査	名古屋地方9			R4.9.12						
東京	法人税		国(練馬東税務署長)	係属	27/9	1	東山主任松務官 海老澤実査官	東京地方38			R4.9.26						
関信	所得税		国(春日部税務署長)	係属	29	2	津久井松務官 小谷野専門官 基子実査官	東京地方51			R4.9.27						
大阪	所得税		国(富田林務署長事務承継者宇治税務署長)	係属	24~27	1	今田松務官 後谷穂括 上田専門官 荒木実査官 永尾実査官	京都地方3			R4.8.15						
大阪	相続税		国(伏見税務署長)	係属	27~28	2	松本松務官 松谷穂括 角田専門官 樋西実査官 中西実査官	大阪地方7			R4.9.15						
大阪	相続税		国(伏見税務署長)	係属	28	2	成光松務官 角田専門官 中西実査官	京都地方3			R4.9.13						
仙台	法人税		国(黒石税務署長)	係属	23/12 27/12 30/12	1	小山内主任松務官 林松務官 山内松務官 岩城専門官	青森地方2			R4.9.16						